

砂の美術館エントランス





建物外観





砂像展示の様子

砂像

7 国の施策に関する資料

(1) みなとオアシスの概要資料

国土交通省 みなとオアシスとは ○「みなとオアシス」とは、平成15年11月、中国地方整備局及び四国地方整備局において創設されたもの であり、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進 するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が 申請に基づき登録するもの。 ※第1号登録として、平成16年1月に「みなとオアシス瀬戸田」(広島県尾道市)及び「鳥取・賀露(かろ)みなとオ アシス」(鳥取県鳥取市)の2件を同時登録。 みなとオアシスは、交流・休憩、情報提供、災害時支援、物販、飲食等を提供する施設から構成されています。 規模や構成施設は、各みなとオアシスによって異なっています。 地域住民 多目的ホール、観光案内施設、市場、 みなとオアシス 交流施設 支援物資備蓄施設 等 11 地域住民の交流 観光振興 旅客施設 ••••• クルーズ旅客 旅客施設、展望施設、レストラン 等 ※みなとオアシスの構成施設は、各みなとオアシスによって様々であり、必ずしもこれら全ての施設を必要とするわけではありません。





訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁)



○訪日外国人旅行者数4,000万人(2020年)、6,000万人(2030年)の実現に向けて、観光庁補助金にて、訪日外国人 旅行者の受入環境の整備を緊急的に推進。みなとオアシスへの活用が見込める事業メニューは以下のとおり。

※補助率:1/3

交通サービスインバウンド対応支援事業

- ■多言語表記等
- [補助対象事業者]
- ・自治体(港湾管理者含む)
- ·協議会 等



■無料公衆無線LAN環境の整備

【補助対象事業者】

- ・自治体(港湾管理者含む)
- ·協議会 等



地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

- ■観光案内所の機能向上
- (施設の整備・改良、無料公衆無線LAN環境の整備、 案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、 案内放送の多言語化、スタッフ研修)
- 【補助対象事業者】 ・地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事
- 業者 等 (日本政府観光局がカテコリーII以上の認定をした、又
- は認定する見込みがある者)
- ■観光拠点情報・交流施設の機能向上
- (施設の整備・改良、洋式便所の整備等、無料公衆
- 【補助対象事業者】
- ・地方公共団体、公共交通事業者を含む 民間事業者 等



■公衆トイレの洋式化等

【補助対象事業者】

・地方公共団体、公共交通事業 者を含む民間事業者等



- ■手ぶら観光カウンターの機能向上 (案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、案内放送の多言語化、
- 手荷物集荷場等の整備等) 【補助対象事業者】
- ·地方公共団体、公共交通事業 者を含む民間事業者等
- (手ぶら観光共通ロゴマーク掲出 の認定をした、又は認定する見込み がある者)



(2) 海の駅の概要資料

「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設であり、車で陸から、 プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリンレジャー拠 点です。

「海の駅」は、申請に基づき、海の駅ネットワーク事務局認定委員会が認定し ます。

来訪者のための一時係留設備(ビジターバース)、トイレ、マリンレジャーに 関する情報提供のための施設のほか、ホテルやレストランなどの施設を併設した ところもあり、地域観光の足がかりとしても利用されています。また、レンタル ボートなどを利用したクルージングや、各種マリンイベントの開催、朝市による 海産物などの販売、地元漁船などを活用した漁業体験など、地域の特性を活かし た取り組みが実施されています。







マリンイベントや海産物の販売。地元漁船での漁業体験な ど、地域の特性を活かしたサービスを提供しています。また、 地域の活性化や海洋教育活動として、体験教室や、「海の 駅」をつないでクルージングするイベントも開催しています。さ らに災害時における防災・救難の拠点としての活用も検討し ています。

2 施設構成



海の駅は、ビジターが利用できる船舶係留施設、トイレ、給 油、給水、給油、応急修理といった船舶に関する基本的設備 を整えています。また、シャワー、宿泊、レストランや売店を 備えている施設もあります。

情報発信基地として



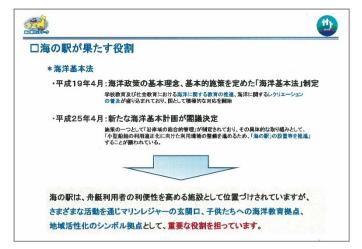
海が育む豊かな自然環境と歴史や文化という貴重な地域の 観光資源情報をはじめ、マリンスポーツやマリンレジャー、ア ミューズメント施設などの情報も提供しています。海の駅を起 点に、その周辺で楽しむことのできる様々な情報をご提供し ています。

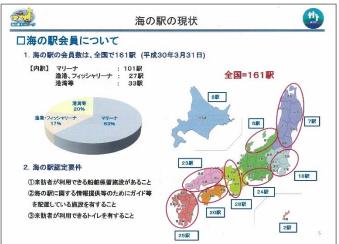
■海の駅の設置要件・・海の駅設置認定規則から抜粋

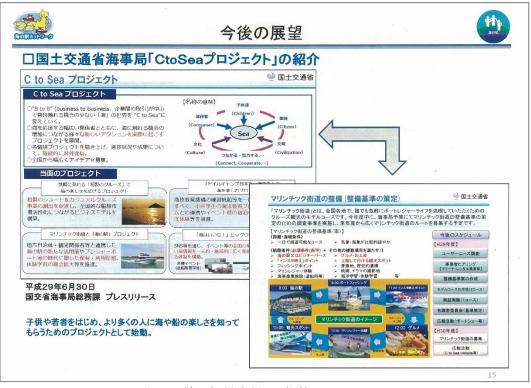
第5条 海の駅の施設要件は、次のとおりとする。

- ① 来訪者が利用できる船舶係留施設があること⇒所有者(港湾管理 者)の使用承諾が必要となります。
- ② 海の駅に関する情報提供等のためにガイドを配置していること
- ③ 来訪者が利用できるトイレを有すること
- ※「海の駅ネットワーク」に加入をしていただくことになります。

海の駅概要:九州運輸局提供資料より抜粋







九州運輸局提供資料より抜粋

(3) 既存の港湾施設を活用した日本の釣り文化の振興に関する資料

(国十交诵省港湾局)

国土交通省港湾局は平成30年3月、公益財団日本釣振興会との連携により、 港湾における釣り施設や既存防波堤を活用した釣り文化の振興に取り組むこと が公表されました。



平成30年3月15日 港湾局海洋·環境課

既存の港湾施設を活用した日本の釣り文化の振興 ~(公財)日本釣振興会と連携し、港湾において観光の取組みを進めます~

地方創生を目的とした観光の取組みを政府全体で進めている中、港湾局では、観光資源としての既存インフラの有効活用や港湾における文化振興の一環として、港湾における釣り施設や既存の防波堤の利活用を進めています。

これらの取り組みの一環として、日本釣振興会との連携により、平成30年度に全国35港において釣り体験教室等のイベントが開催されます。また、日本釣振興会等と連携し、青森港、秋田港の2港において防波堤の一般開放を進めるための検討会を設置しており、今年夏頃の試験開放に向けて、関係者との調整や安全対策の検討を進めます。

全国の港湾では、現在50港(66施設)で釣り施設を供用しており、そのうち12港(12施設) については、防波堤を釣り施設として一般開放しています。(平成29年6月時点)

このうち熱海港では、防波堤を釣り施設として一般開放しており、年間を通じて約3万6千人 (平成28年)の利用者が訪れ、利用者が近隣の飲食店や旅館を利用するなど、地元への経済 波及効果が大きくなっています。(平成18年度の一般開放当初に比べて、熱海市の収益は約 3倍に増加、近隣の飲食店等の収益も約2割増加。)

今般、港湾局と日本釣振興会は、既存インフラである港湾の釣り施設や防波堤等の有効活用や港湾における日本の釣り文化振興をさらに進めるため、熱海港をモデルとして、連携を強化します。

具体的には、日本釣振興会、水産庁と連携し、平成30年度の日本釣振興会の取り組みとして、新規3港を含む全国35港において、釣り体験教室、放流事業等のイベントが開催されます。また、日本釣振興会等と連携し、青森港と秋田港で、防波堤を新たな釣り施設として一般開放するための検討会を設置しております。これらの2港では、「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」(平成28年度改定)の内容を踏まえ、今後関係者との調整を行いつつ、防波堤の試験開放や本格的な一般開放を進めます。

今後、港湾の釣り施設や防波堤の一般開放を活用した観光や釣り文化の振興に取り組む港湾を「みなとフィッシングパーク(仮称)」として重点的に支援することや、みなとオアシス協議会との連携、訪日クルーズ旅客の釣り参加、水産庁の協力の下、地元漁業協同組合等が推進する魚食普及の取り組みとの連携も視野に入れて、取り組みを積極的に進めて参ります。

※日本釣振興会:釣りの全国団体で公益財団法人。全国各地において釣り体験教室や釣り場の清掃活動、魚の放流事業といった釣りの振興に関する取組みを実施しています。

出典:国土交通省港湾局(平成30年3月)

(4) PORT2030 の概要資料

国土交通省港湾局から平成30年7月に、中長期を見据えた港湾の果たすべき役割を取りまとめた「PORT 2030」が公表されました。2030年を見据えた港湾が果たす役割として「新たな価値を創造する空間」が掲げられ、主要施策として「ブランド価値を生む空間形成」が挙げられています。



平成30年7月31日港湾局計画課

「港湾の中長期政策 『PORT 2030』」を公表

~ICTを活用した港湾のスマート化をはじめ、主要8施策をとりまとめ~

国土交通省港湾局では、2030年頃の将来を見据え、我が国経済・産業の発展及び国民生活の質の向上のために港湾が果たすべき役割や、今後特に推進すべき港湾政策の方向性等を、「港湾の中長期政策『PORT 2030』」としてとりまとめました。

港湾の中長期政策については、平成28年4月以降、交通政策審議会港湾分科会(分科会長:小林潔司 京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授)において8回の審議と、有識者懇談会において4回の議論が進められてきました。

「港湾の中長期政策『PORT 2030』」は、これらの審議等を踏まえて、将来の港湾政策の基本的理念及び方向性・施策の内容等をとりまとめたものです。

2030年に向けて、我が国の経済・産業を支え、豊かで潤いのある国民生活を実現すべく、本政策の着実な実施を図ってまいります。

〇公表資料

- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」の概要 ※別添資料
- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」(本文)
- 港湾の中長期政策「PORT 2030」ロードマップ
- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」参考資料集

※これらの資料は「交通政策審議会港湾分科会HP」に掲載致します。

[URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s302_kouwan01.html]

出典:国土交通省港湾局(平成30年7月)



出典:国土交通省港湾局(平成30年7月)

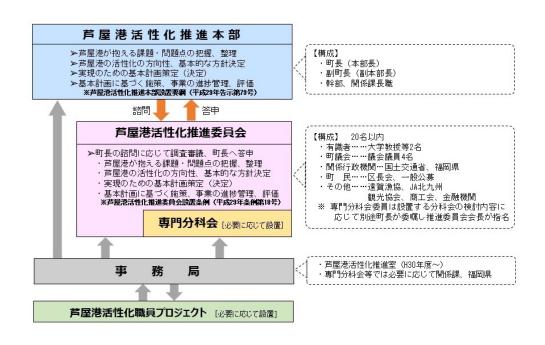


出典:国土交通省港湾局(平成30年7月)

8 芦屋港活性化推進委員会

(1) 芦屋港活性化に向けた検討体制

芦屋町では、平成27年度に実施された「芦屋港周辺における水辺の空間を活かした地域創生のための基盤整備検討調査(福岡県実施)」により示された『今後の課題』を調査検討するとともに、現実性のある計画とするため、次の体制により検討を行ってきました。



(2) 条例・要綱

○芦屋港活性化推進委員会設置条例

平成29年6月30日条例第18号

沙正

平成30年6月29日条例第13号

芦屋港活性化推進委員会設置条例

(設置)

第1条 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋港活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌重路

- 第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行い、町長へ答申する。
 - (1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。
- (2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。
- (3) 芦屋港の活性化のための基本的な方針に関すること。
- (4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。
- (5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。
- (6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 専門的知識を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

臨時委員)

- 第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、町長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査審議期間とする。

(委員長等)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (専門分科会)
- 第8条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、専門分科会を設置することができる。
- 2 専門分科会の委員は、委員会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員会は、専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって委員会の決議とすることができる。 (専門分科会会長等)
- 第9条 専門分科会に専門分科会会長及び専門分科会副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。3 第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第11条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。 (庶務)
- 第12条 委員会の庶務は、芦屋港活性化推進室において処理する。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進委員会設置条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

○芦屋港活性化推進本部設置要綱

平成29年6月30日告示第79号

改正

平成30年5月21日告示第53号

芦屋港活性化推進本部設置要綱

(目的)

第1条 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、芦屋港活性化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。
- (2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。
- (3) 芦屋港の活性化のための基本的な方針に関すること。
- (4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。
- (5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。
- (6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、財政課長、企画政策課長及び町長が指名する者をもって充てる。
- 5 推進本部に必要に応じて専門部会を設けることができる。この場合、専門部会委員の互選により選出された部会長を置く。 (職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のとき、その職務を代理する。
- 3 専門部会長は、各部会を統括する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長は本部長が務める。

2 本部長は、必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 専門部会の構成及び所掌事務は、本部長が別に定める。

(庶務) 第7条 推進本部の庶務は、芦屋港活性化推進室にて処理する。

(補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

新 この多 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年5月21日告示第53号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進本部設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(3) 芦屋港活性化推進委員会

委員名簿

氏 名	区分	所属
内田晃	<u> </u>	// -
	有識者	北九州川立入子 地域報崎切九州 副州長
		地域剧土子和 教授 博工 (人间垛块子)
小島 治幸	 有識者	 学校法人福原学園 九州共立大学 名誉教授
[副委員長]		
辻本 一夫	町議会議	芦屋町議会 芦屋港活性化特別委員会 委員長
松上 宏幸	町議会議	芦屋町議会 総務財務常任委員会 委員長
松岡泉	町議会議	芦屋町議会 民生文教常任委員会 委員長
川上 誠一	町議会議	芦屋町議会 議会広報常任委員会 委員長
根木 貴史	見見る 公正 松 段	国土交通省 九州地方整備局
低小 - 貝丈 	関係行政機関 	北九州港湾・空港整備事務所 所長
久保 尚亮	関係行政機関	福岡県 北九州県土整備事務所 所長
吉瀬 幸一	関係行政機関	福岡県 県土整備部 港湾課 課長
牟田口 徹	関係行政機関	福岡県 企画·地域振興部 広域地域振興課 地域企画監
山田 寛	町民	区長会代表(白浜区区長)
林 知幸	町民	区長会代表(浜崎区区長)
中西 隆雄	漁協	遠賀漁業協同組合 代表理事組合長
河村 拓磨	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
重岡 裕馬	農協	J A 北九遠賀中間支部 青年部芦屋支部会 部会長
信安 一宏	金融機関	福岡銀行芦屋支店 支店長
北陽一	観光協会	芦屋町観光協会
後藤 了輔	商工会	芦屋町商工会 青年部 副部長
小田 昭裕	町民	一般公募
須河内 美紀	町民	一般公募

オブザーバー

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室 (平成29年度までは芦屋町企画政策課)

事務局支援

国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾·空港整備事務所 企画調整課 福岡県 県土整備部 港湾課 福岡県 北九州県土整備事務所 (河川砂防課·企画班)

検討の経過

回数	日 付	出席	審議内容
第1回	平成 29 年 8 月 29 日	19 名	・これまでの検討経緯について(共通認識)
第2回	平成 29 年 9 月 27 日	19 名	・
第3回	平成 29 年 10 月 19 日	13 名	・先進地調査 (うみてらす豊前、道の駅宗像、うみんぐ大島)
第 4 回	平成 29 年 11 月 22 日	18 名	・芦屋港に必要な機能の検討(グループワーク)
第5回	平成 29 年 12 月 19 日	17 名	·SWOT分析、芦屋港に求める機能·ターゲット層 (グループワーク)
第6回	平成 30 年 2 月 19 日	19 名	・課題の整理、検討の方向性
第7回	平成 30 年 3 月 19 日	19 名	・専門分科会報告、導入機能とゾーニング
第8回	平成 30 年 4 月 26 日	17 名	・導入機能とゾーニング
第9回	平成 30 年 5 月 10 日	18 名	・施設配置・動線の考え方整理、今後のすすめかた
第 10 回	平成 30 年 9 月 27 日	17 名	・上屋の現地調査と活用方法、動線・施設配置
第11回	平成 30 年 11 月 15 日	17 名	·基本方針、年次計画
第 12 回	平成31年1月7日	名	・維持管理、施設整備、概算事業費 ・素案、答申について

(4) 専門分科会による詳細検討

1) 専門分科会設置の目的

芦屋港活性化推進委員会による検討において、芦屋港に導入する機能として一定のニーズがあることから、専門的に検討する専門分科会を設置し、基本計画のまとめに活用しました。

設置した専門分科会

専門分科会	検討期間	検討内容
プレジャーボート係留施設	平成 29 年 12 月	設置位置、利用隻数、収支予測、管理運営方
専門分科会	~平成30年4月	法など
ナナ1½ 4k + ロハム	平成 30 年 8 月	ターゲット、コンセプト、施設規模、収支予測、管
直売機能専門分科会	~平成 30 年 10 月	理運営方法など
なる数を主用 ひむる	平成 30 年 8 月	ターゲット、コンセプト、施設規模、収支予測、管
飲食機能専門分科会	~平成 30 年 10 月	理運営方法など
ケル*** キ ロハム ヘ	平成 30 年 8 月	海釣り施設のあり方、ターゲット、施設規模、整
海釣機能専門分科会 	~平成 30 年 10 月	備内容、管理運営方法など

2) プレジャーボート係留施設専門分科会

委員名簿

氏 名	区 分	所 属
小島 治幸 [会長]	有識者	学校法人福原学園 九州共立大学 名誉教授
吉井 健 [副会長]	マリン業界	一般社団法人 日本マリン事業協会 九州支部
中西 隆雄	漁協	遠賀漁業協同組合 代表理事組合長
河村 拓磨	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
北 陽一	観光協会	芦屋町観光協会
浦川 一徳	利用者	西川連合会(芦屋船舶会)

オブザーバー

国土交通省	九州地方整備局	遠賀川河川事務所	占用調整	課
国土交通省	九州地方整備局	北九州港湾·空港整	備事務所	企画調整課

事務局

芦屋町	芦屋港活性化推進室	(平成 29 年度までは芦屋町企画政策課)
福岡県	北九州県土整備事務所	河川砂防課

事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課

検討経緯

回 数	日 付	参加	検討内容
第1回	平成 29 年 12 月 26 日	6名	・これまでの経緯(共通認識) ・利用隻数
第2回	平成 30 年1月 26 日	6名	・プレジャーボート利用隻数 ・収支予想
第3回	平成 30 年 3 月 5 日	6名	·第6回芦屋港活性化推進委員会報告 ·管理運営方法
第 4 回	平成 30 年 4 月 10 日	6名	・管理運営方法 ・専門分科会まとめ

3) 直売機能専門分科会

委員名簿

氏 名	区 分	所 属	
森江 由美子 [会長]	有識者	九州共立大学 経済学部 准教授	
河村 拓磨 [副会長]	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐	
川原 英明	農協	JA北九州	
吉岡 誠治	商工会	芦屋町商工会 経営指導員	
東里美	直売所	うみてらす豊前	
須河内 美紀	事業者	事業者(株式会社ゼロプラス)	

オブザーバー(外部アドバイザー)

芦屋町地域再生マネージャー 杤尾圭亮 総務省地域創造力アドバイザー 道の駅萩し一まーと前駅長 中澤さかな

事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室 芦屋町 産業観光課(商工観光係、農林水産係)

事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課

検討経緯 ※2回目より飲食部会と合同で開催

回 数	日 付	参加	検討内容
## 1 F	T 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	0. 7	・事業者ヒアリングの結果、検討の方向性
第1回	平成 30 年 8 月1日	6 名	・ターゲット、コンセプト
# 0 F	T + 00 + 0 F 0 F 0	0.7	・先進事例研究(講演:中澤さかな氏)
男2回	第2回 平成30年8月28日	6 名	・ターゲット、コンセプト
			·集客、消費額見込、施設規模
第 3 回	平成 30 年 9 月 10 日	6名	・運営主体、複合機能の必要性
			・集客の手法、工夫
			・直売、飲食機能のあり方、施設、付帯施設
第 4 回 平成 30 年	平成 30 年 10 月 24 日	6名	・整備主体、運営主体、事業費、ランニングコスト
			・整備スケジュール、検討課題

4) 飲食機能専門分科会名簿

委員名簿

氏 名	区 分	所 属
浦野 恭平 [会長]	有識者	北九州市立大学 経済学部 教授
河村 拓磨 [副会長]	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
武谷 晋平	商工会 芦屋町商工会 経営指導員	
須河内 美紀	事業者	事業者(株式会社ゼロプラス)
船越 清玄	事業者	飲食店事業者(FRANCEYA オーナーシェフ)

オブザーバー(外部アドバイザー)

芦屋町地域再生マネージャー 杤尾圭亮 総務省地域創造力アドバイザー 道の駅萩し一まーと前駅長 中澤さかな

事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室 芦屋町 産業観光課(商工観光係、農林水産係)

事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課

検討経緯 ※2回目より直売部会と合同で開催

回 数	日 付	参加	検討内容
第1回	平成 30 年 8 月 7 日	4名	・事業者ヒアリングの結果、検討の方向性
	1,774		・ターゲット、コンセプト
第2回	平成 30 年 8 月 28 日	4名	・先進事例研究(講演:中澤さかな氏)
为 2 四	一一,成 50 平 0 万 20 日	7/1	・ターゲット、コンセプト
			·集客、消費額見込、施設規模
第3回	平成 30 年 9 月 10 日	5名	・運営主体、複合機能の必要性
			・集客の手法、工夫
			・直売、飲食機能のあり方、施設、付帯施設
第 4 回	平成 30 年 10 月 24 日	5名	・整備主体、運営主体、事業費、ランニングコスト
			・整備スケジュール、検討課題

5)海釣機能専門分科会名簿

委員名簿

氏 名	区 分	所 属
吉田 博司 [会長]	有識者	公益財団法人日本釣振興会理事 九州地区支部長·福岡県支部長
皆川 公一 [副会長]	釣具店	町内釣具店
鶴原修	愛好家町内釣り愛好家	
郷原 未来	愛好家	町内釣り愛好家
西森 誠	業界 株式会社タカミヤ	
河村 拓磨	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐

事務局

芦屋町	芦屋港活性化推進室
芦屋町	産業観光課(農林水産係)

事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課

検討経緯

回 数	日 付	参加	検討内容
第1回	平成 30 年 8 月 29 日	6 名	・事業者ヒアリングの結果
			・海釣り機能の方向性
第2回	平成 30 年 9 月 11 日	6名	·現地調査
			・現状での活用方法
			・遠賀漁業協同組合芦屋支所との関わり
第3回	平成 30 年 9 月 18 日	6名	・漁協ヒアリング結果からの対応策検討
			・利用範囲、安全対策、利用料金など
			·付加価値、運営管理
第4回	平成 30 年 10 月 24 日	6名	・東防波堤の活用
			・遠賀川沿いの整備
			・期待できる効果(経済効果)